早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務技術提案書等作成要領

1　技術提案書等として提出する書類の種類

本公募に関する提案書等として、次の留意事項に従って作成し、提出すること。

（1）見積書（様式第5号）　1部

（2）本公募に関する技術提案書（以下「提案書」という。）　正本1部、副本9部

（3）会社概要　10部

会社概要（様式任意）、既存のパンフレット等でも可。共同提案の場合は、全参加企業の概要を添付すること。

（4）受注実績調書（様式第6号）

（5）受注実績に係る資料（過去10年の事業一覧）　10部

受注実績調書（様式第6号）に記載した実績について、その内容や成果が分かる資料を添付すること。

2　全般的な留意事項

提案書の取扱いについて、次の点に留意すること。

（1）公募型プロポーザル（技術提案）方式においては、提案者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、提案者の提案内容がわかるように考え方、根拠等を具体的に記述すること。

（2）早島町の提示した内容と異なる場合については、特にその変更点を明確にするとともに、その背景、考え方等、提案の理由を明確に記述すること。

（3）早島町の要求する要件を実現する上で、早島町の要求を実現できる提案を余すことなく記載すること。

（4）本公募の仕様書をもとに契約書に添付する仕様書を作成するが、契約候補者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

（5）特に別途費用が必要な旨を記載していないものについては、提案価格の範囲内で実施できるものとみなす。そのため、別途費用が必要なものは提案書にその旨を必ず記載し、併せて見積金額を記載し、提案書説明会においても説明をすること。別途費用が必要であるのに具体的な価格提示がない場合又は提案書説明会において別途費用が必要であることの説明がない場合は、提案価格の範囲内で実施することができるものとみなす。提案価格外に別途費用を必要とするものは、原則として評価対象外とする。

（6）万一、運用開始時に提案内容が実現できない場合は、提案内容以外の方法で実現することも可とするが、早島町の責に帰することが明らかな場合を除き、その費用は提案者の負担とする。

（7）提案内容が理解しやすいように、できるだけ平易な表現で（専門用語を使用する際には、

注釈をつけること。）分かりやすく具体的に作成すること。

3　見積書記載事項

本業務を履行する上で必要となる費用について、見積書（様式第5号）により合計金額並びに令和7年度及び令和8年度の金額の内訳を記載すること。

4　提案書作成上の留意事項

（1）提案書は、本公募に関する提案を記載し、A4サイズ（縦書き横書きは問わない）で両面印刷、日本語で表記する。

（2）構成上やむを得ない箇所はA3折りたたみ、片面印刷でも可とする。なお、A3 用紙は1ページ換算とする

（3）余白は左右に 20mm程度確保すること。

（4）本文の文字サイズは、12 ポイント以上とする。（図面等は除く。）

（5）1列の文字数及び1ページあたりの行数は調整してもよい。

（6）提案書には目次を付すこと。
目次作成に当たっては、別紙「早島町第 5 次総合計画後期基本計画、第 3 期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務技術提案評価基準」の「第二次審査　審査項目表（内容評価）」に記載する項目順で作成すること。

（7）社名を表紙に記載した上で社印を押印し、提案者の担当部門及び責任者を明示した提案書（これを「正本」と言う。）を袋綴じして1部作成すること。正本として提出する提案書については、「5. 電子媒体作成上の留意事項」のとおり、電子媒体も作成すること。

（8）押印しない提案書（これを「副本」と言う。）を9部作成すること。

（9）表題は、「早島町第 5 次総合計画後期基本計画、第 3 期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務提案書」とすること。

（10）提案書は、表紙、目次を除き、50ページ以内を原則とする。なお、表紙と目次を除き、通しのページ番号を付番すること。

（11）評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。

（12）運用保守体制における再委託を予定している場合は、提案者と再委託先業者との業務分担の内容及び作業分担比率を記載すること。

（13）略語や専門用語等については、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。また、理解しにくい用語や専門用語には脚注を付記すること。

（14）本町の提示した業務仕様書の全面コピー及び「業務仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、採点しないこともあるので注意すること。

（15）提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。

5　電子媒体作成上の留意事項

電子媒体の作成方法について、次の点に留意すること。

（1）提案書の電子媒体については、正本のみを 1 部作成すること。

（2）電子媒体は CD-R とする。

（3）電子媒体には、ウィルスチェック済みの誓約書（様式第7号）を添付すること。